

事業所からの悪臭を防ぐために

事業所からの悪臭は、その不快なおいにより生活環境を損ない、感覚的・心理的な被害を与えるものです。

横浜市では、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」で、事業所から排出する悪臭を防ぐための規制基準を定めています。

- 1 事業所は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
- 2 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。
- 3 悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- 4 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
- 5 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。

これらの規制基準が守られているかどうかを判定するために、次のような評価方法が定められています。

悪臭に関する評価方法

事業所の臭気排出口及び敷地境界線における悪臭の指導指針値Xは、臭気指数で表示するものとし、次式により算出した値とする。

$$X=A+B+C+D+E \quad A、B、C、D、E値は以下の通りとする。$$

			臭気排出口	敷地境界線
A 値	基準の基礎となる数値		20	10
B 値	事業所立地地域	甲地域 第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	0	0
		乙地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域	3	3
		丙地域 工業地域 工業専用地域	5	5
C 値	排出口の高さ	8m未満	0	
		8m以上15m未満	2	
		15m以上25m未満	5	
		25m以上	10	
D 値	排出風量	50m ³ /分未満	5	
		50m ³ /分以上200m ³ /分未満	3	
		200m ³ /分以上	0	
E 値	臭気質	一般に不快には感じないと認めるにおい		2
		その他		0

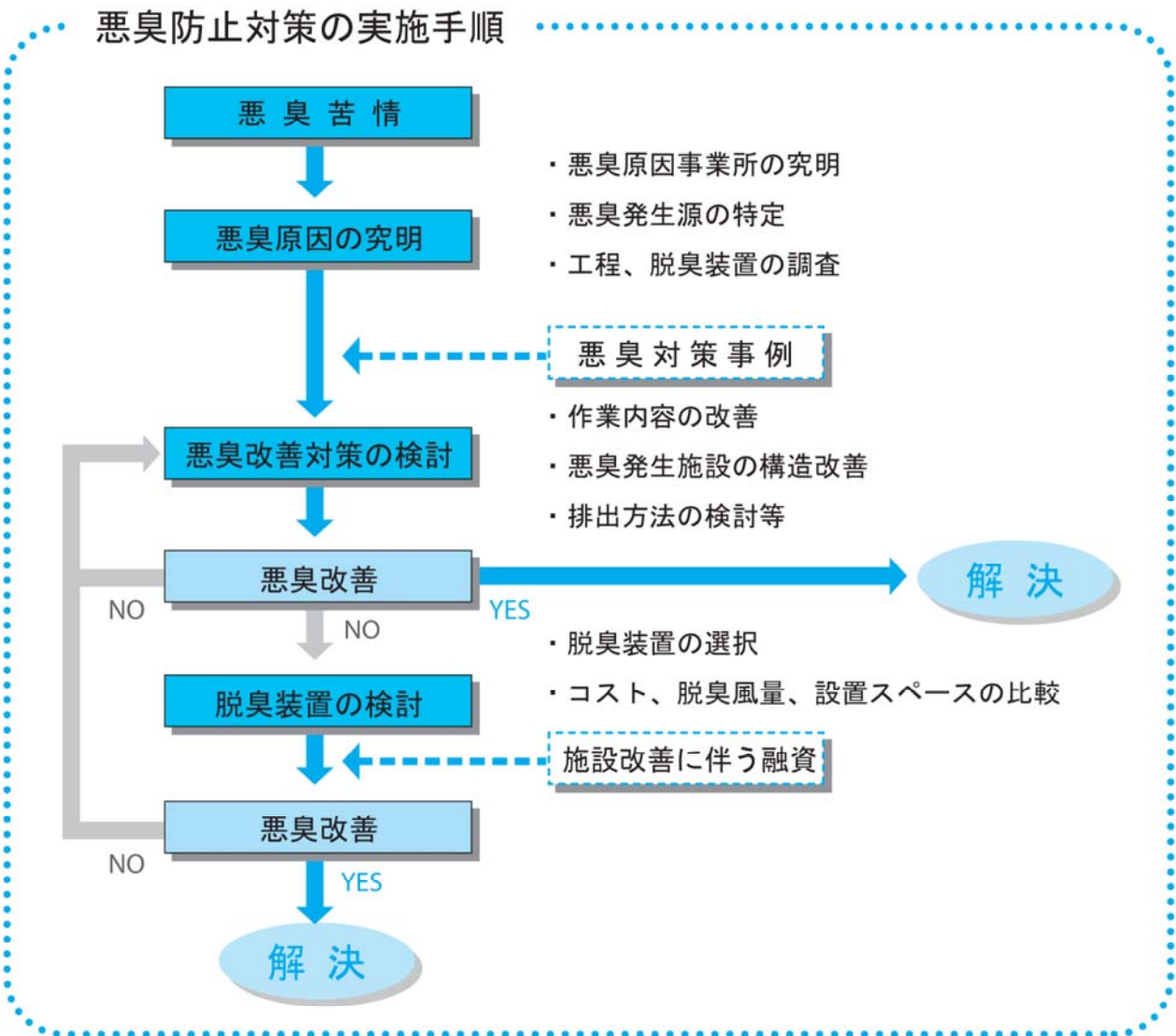
- (1)測定方法は、悪臭防止法施行規則第1条に基づく臭気指数及び臭気排出強度の算定方法（平成7年9月13日環境庁告示第63号）のとおりとする。
- (2)臭気排出口における基準は、排出口ごとに与える。
- (3)乙、丙地域に立地する事業所であって、それが甲地域に接する場合のB値は、敷地境界線についてのみ、それぞれ甲、乙地域の数値とする。
- (4)甲地域に立地する事業所であって、それが主要な道路の沿線地域あるいは丙地域に接する場合のB値は、乙地域の数値とする。
- (5)E値は、乙地域の敷地境界線にのみ適用する。
- (6)臭気指数は、人の「におい」についての感覚量の変化に直接対応するもので、これは臭気濃度の対数値を10倍にしたものである。 $X=10 \log(\text{臭気濃度})$

● 悪臭の測定方法は？ ●

三点比較式臭袋法といって、人の嗅覚による測定方法で行います。3個の無臭空気を入れた「臭い袋」を用意し、そのうち一つに試料を入れて「臭う」「臭わない」の判定をします。6人以上の正常な嗅覚の人が判定にあたります。試料を希釈しながら判定を繰り返し、臭いが感じなくなるまでの希釈倍率で臭いの強さを数値化します。



悪臭防止対策の実施手順



横浜市みどり環境局環境保全部大気・音環境課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10

大気担当 TEL 045-671-3843
 大気相談担当 TEL 045-671-2486
 FAX 045-550-3923